



各 位

2026年2月17日

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ス コ

代表者名 代 表 執 行 役 関 家 一 馬  
社 長

(コード番号 6146 東証プライム市場)

問 合 せ 先 I R 室 長 木 場 竜 一 郎

(TEL 03-4590-1111 (代表))

## 当社執行役に対するストックオプション(新株予約権)の発行要領の一部改定 に関するお知らせ

当社は、2026年2月17日開催の取締役会において、過去に発行した当社執行役に対するストックオプション(新株予約権)に係る発行要領の一部改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の目的

当社は、株式分割または株式併合に伴う新株予約権の調整について、権利内容を明確化するとともに、単元未満株の発生を抑制し、制度運営上の合理性を確保することを目的として、発行要領の一部を改定します。

従来の発行要領では、株式分割または株式併合時の目的株式数の調整の結果として単元未満株が生じ得る構造となっており、その場合には買取り請求への対応等、制度運営上の事務負担が生じる可能性がありました。

#### 2. 改定の内容

##### (1) 適用関係

株式分割または株式併合の場合の目的株式数の調整は(2)により行い、行使価額の調整に関連する株式数調整規定は適用しないことを明確化します。なお、株式分割または株式併合以外の事由により行使価額の調整が行われる場合の目的株式数の調整は従来規定に従います。

また、株式分割または株式併合に伴う行使価額の調整方法に変更はありません。

##### (2) 株式分割または株式併合時の目的株式数の調整

本改定後(株式分割または株式併合の場合)

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times (\text{当該株式分割または株式併合により、分割または併合の直前に有する普通株式1株に対して、分割または併合の直後に割り当てられる普通株式の数})}{\text{調整前行使価額}}$$

※上記は当該時点で未行使の新株予約権に係る目的株式数に限り適用し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(参考：株式分割または株式併合以外の場合の従来算式)

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

##### (3) 適用範囲・経過措置

効力発生日現在未行使の新株予約権に適用します。効力発生日より前に株式分割または株式併合が行われている場合でも、未行使分に限り(2)により目的株式数を整理して算定します。なお、既に行われた権利行使の効力には影響を及ぼしません。

##### (4) 効力発生日

2026年2月17日

#### 3. 改定による影響

本改定により、未行使分の目的株式数が変更となる場合がありますが、端数処理に起因する限定的な差分であり、希薄化の程度に重要な影響を与えるものではありません。

4. 本改定により変更となる回号・調整内容の詳細

(変更箇所には下線を付しております。)

新株予約権の名称	1株当たりの行使価額(円)	変更前 1個当たりの目的である株式の数(株)	変更後 1個当たりの目的である株式の数(株)
第17回－A号 新株予約権	6,726	299	<u>300</u>
第19回－A号 新株予約権	9,437	299	<u>300</u>

以上